

令和 8 年度学校図書館司書教諭講習実施要項

宮崎大学

1. 趣 旨

学校図書館法第 5 条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭の資格取得のための講習を文部科学大臣の委託を受けて実施します。

2. 会 場

宮崎大学 木花キャンパス (宮崎市学園木花台西 1 丁目 1 番地)

3. 期間及び日程

(1) 期 間 令和 8 年 8 月 3 日 (月) ～8 月 21 日 (金)

(2) 日 程

月	8							
日	3	4	5	6	18	19	20	21
曜日	月	火	水	木	火	水	木	金
時間	9 : 00～16 : 20				9 : 00～16 : 20			
開講科目	情報メディアの活用				学校図書館メディアの構成			

4. 科目、単位数、担当講師

科 目	単位	講 師 職・氏 名	
情報メディアの活用	2	宮崎大学教育学部 教授	小林 博典
学校図書館メディアの構成	2	宮崎大学大学院教育学研究科 准教授	李 軍

5. 受講者定員

各 30 名

6. 受講資格

- ① 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に定める小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を有する者
- ② 大学に 2 年以上在学する学生で 62 単位以上を修得した者

7. 選考方法

受講希望者が定員を超える場合は、今年度の講習を受講し単位を修得できた場合に、修了証書が授与される見込みの受講者を優先し受講許可書を交付します。

なお、受講許可の可否については、7 月 3 日 (金) 迄に通知します。

8. 受講料

無料。ただし、教材費その他の費用として実費を徴収することがあります。

9. 申込方法等

- (1) 申込先 〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
(照会先) 宮崎大学学び・学生支援機構総務係 学校図書館司書教諭講習担当
TEL 0985-58-7427 FAX 0985-58-7974
Eメールアドレス: gakusomu@miyazaki-u.ac.jp

- (2) 受付期間 令和8年6月1日(月)～6月12日(金) 17時必着
8時30分～17時

※ただし、土曜日及び日曜日を除きます。郵送の場合も17時必着です。

※郵送の場合は、封筒の表に「学校図書館司書教諭講習申込書在中」と朱書してください。

- (3) 提出書類 (各1部)

○上記6. 受講資格①に該当する者 (教諭の免許状を有する者)

- [1] 講習申込書 (必ず別添の様式を使用すること)

氏名は、正確かつ明瞭に記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。

- [2] 教育職員免許状授与 (交付) 証明書

所有する免許状のうち、いずれか1つの免許状について授与権者の発行する証明書 (原本)。

ただし、現職の教員は、免許状を複写し、それに所属する学校長の原本と相違ない旨の証明を付したもので替えることができます。

- [3] 受講許可書送付用返信用封筒

110円切手を貼付し郵便番号及び宛先を明記した長3封筒 (12.0×23.5cm)

- [4] 単位修得証明書送付用返信用封筒

110円切手を貼付し郵便番号及び宛先を明記した長3封筒 (12.0×23.5cm)

- [5] 戸籍抄本

[2] の証明書に記載されている氏名が現状と相違している者のみ必要です。

○上記6. 受講資格②に該当する者 (在学中の学生)

- [1] 講習申込書 (必ず別添の様式を使用すること)

氏名は、正確かつ明瞭に記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。

- [2] 単位修得証明書

- [3] 受講許可書送付用返信用封筒

110円切手を貼付し郵便番号及び宛先を明記した長3封筒 (12.0×23.5cm)

- [4] 単位修得証明書送付用返信用封筒

110円切手を貼付し郵便番号及び宛先を明記した長3封筒 (12.0×23.5cm)

○該当者のみ

- (7) 受講希望者のうち、本学以外の講習で、既に学校図書館司書教諭講習規程 (以下「規程」という) 第3条第1項の講習科目の一部を修得している者及

び規程第3条第2項の規定により規程第3条第1項の講習科目の一部の単位を修得したものとすることができる者は、その旨の単位修得証明書（原本）を添付してください。なお、今回の講習で、5科目10単位すべてを修得見込みの場合のみ必要です。

- (イ)受講資格を有する者のうち規程第3条第2項により規程第3条第1項に規定する講習科目の全部に相当する単位を修得したものとすることができる者は、(ア)と同様の手続をしてください。

10. 単位認定

科目毎に出席及び試験、論文、報告書等による成績審査に合格した場合に単位が認定されます。なお、単位認定の要件として、すべての時間に出席する必要があり、欠席・遅刻・早退は認めません。

11. その他

- (1)講習で使用しますので、下記のご準備をお願いします。

科 目	準 備 物 等
情報メディアの活用	Wi-Fi に接続できるパソコンまたはタブレット ※準備できない方は、講習の1週間前までに学び・学生支援機構総務係へ必ずご連絡ください。
学校図書館メディアの構成	学校図書館基本資料集 改訂版 野口武悟（編）全国学校図書館協議会

- (2)欠席・遅刻・早退について

公私を問わず、いかなる事由によっても欠席・遅刻・早退は認めません。また、個別の事情には一切対応できません。予めご了承のうえ、全日程出席できる科目にお申込みください。

- (3)1科目のみの申込みも可能です。

- (4)宿泊の斡旋は行いません。

- (5)受講者の氏名表記について

原則、氏名等の文字の取り扱いは、JIS水準（JIS2004）1または2までとなります。外字等の特殊な文字については、JIS水準（JIS2004）1または2の文字に置き換える場合があります。

常用漢字を使用した修了証書であっても効力に何ら支障はありません。

- (6)個人情報の取り扱いについて

本学は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法を厳守し、提供いただいた個人情報は、その目的以外には利用しません。

学校図書館司書教諭講習規程（抄）

（この省令の趣旨）

第一条 学校図書館法第五条 に規定する司書教諭の講習（以下「講習」という。）については、この省令の定めるところによる。

（受講資格）

第二条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に二年以上在学する学生で六十二単位以上を修得した者とする。

（履修すべき科目及び単位）

第三条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の左欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の右欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科 目	単 位 数
学校経営と学校図書館	二
学校図書館メディアの構成	二
学習指導と学校図書館	二
読書と豊かな人間性	二
情報メディアの活用	二

- 2 講習を受ける者が大学において修得した科目の単位又は図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第六条 に規定する司書の講習において修得した科目の単位であって、前項に規定する科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

（単位修得の認定）

第五条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が、試験、論文、報告書その他のによる成績審査に合格した受講者に対して行う。

（修了証書の授与）

第六条 文部科学大臣は、第三条の定めるところにより十単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。